



# 「月刊リーガルスピリット 2014年2月号」

先日、娘も連れて、家族3人で「ベイシー」にお邪魔してきました。地元一関の方はご存知と思いますが、全国にその名を知られたジャズ喫茶の名店です。自宅から徒歩数分とご近所のため、ときどきお邪魔しては、マスターの菅原さんからオーディオのレクチャーを受けています。ある時マスターに、「ベイシーは小学生からOKですか?」と尋ねてみたところ、「うちは年齢制限ないよ」とのお答え。そこで今回、お言葉に甘えて、娘も連れて家族3人でお邪魔した訳です。普段はコワモテのマスターも、娘を見てニコニコ。チョコレートやらビスケットやら、お菓子をたくさんサービスしていただきました(「永遠にお菓子を食べ続ける方法」というナゾの秘伝まで伝授していただきました)。他にお客さんもいなかったので、ジャズ喫茶なのにクラシックも聴かせていただきました(娘がふだん家で聴いている曲だったので、大喜びでした)。娘はチヤホヤされて、すっかり調子に乗っていました。帰宅後も、「またベイシーにいって、おかしたべたいね!」とのこと。娘の中では、「おかしをたくさんくれる、やさしいおじさん」という認識のようですが(世間の評価と180度違つてますね)。なんにせよ、娘に新しいおともだち(?)ができる、父としてはうれしい限りです。



## 近況のご報告

さて、先月のニュースレターでお知らせしておりましたとおり、1月29日、山形県宅建業協会新庄・最上支部様にて、新年会兼研修会の講師をさせていただきました。昨年11月に岩手県宅建業協会一関支部様にて同様の研修会の講師をさせていただき、手前味噌ですが、会員の皆様から大変ご好評をいただきましたので、その成功事例、成功体験を踏まえ、講師を務めさせていただきました。

新庄・最上支部様では、複数回の連続研修をご予定とのことで、今回はその第1回目として、会員様の関心の特に高い、賃貸物件(土地・建物)の明渡しの手続きについてお話をさせていただきました。借地借家法という特殊な法律のために、不動産の貸し手側は借り手側に対して圧倒的に不利な立場に立たされていますが、その中でいかにリスクヘッジを行っていくか、具体的に説明をさせていただきました。

お陰様で、今回も大変ご好評をいただきました(毎度、手前味噌ですみません)。

新庄・最上支部様では、さらに研修を継続させていただきます。そして、さらに、今月18日には、再び岩手県宅建業協会一関支部様の新年会兼研修会にお呼びいただいています。

今回の研修会のテーマは、新庄・最上支部様と同じく、賃貸物件の明渡しの手続きです(それだけ皆様の関心の高いテーマということですね。決して手抜きではありませんよ!)。

## 本月のコラム

前回からの続きで、「遺留分」のお話です。

前回お話ししましたが、我が国の家族の有りようを規定した民法の家族法は、憲法と同様に、戦後、米国流の価値観を押し付けられ、大きく変質させられてしまいました。

その最たるもののが、「遺留分」という制度です。

米国の押し付けにより変質させられてしまった家族法ですが、そもそも戦前にはどのように規定されていたのでしょうか？

私は、戦前の家族法の規定は、我が国の文化、風土に根差したきわめて合理的なものであったと考えています。

こういうことを言いますと、やれ右翼だ、反動だ、と批判する方がいらっしゃいますが、それは価値観の違いというものです。

私は、特定の政治的立場に基づいて現行法を批判しているではありません。

旧家族法が、我が国の伝統文化に合致した優れた法律であった、と言っているだけです。

旧家族法の根底にあったのは、「家父長制」であり、家父長優先の不平等主義です。

こう言うと、「家父長制など、時代錯誤だ」「不平等主義とはけしからん」とおっしゃる方が、やはりいらっしゃいます。

しかし、「平等」とはなんでしょうか？

人には人それぞれ、様々な特質、属性、個性があります。

それらを無視して、すべての人を機械的に平等に扱うことが、果たして良いことと言えるでしょうか？

私は、欧米流の平等主義というものは、機械的な平等主義であり、このようなイビツな考え方は、我が国の文化、風土とは、そもそも相容れないと考えています。

本来の家父長制のもとでは、子供は平等でないのが当然でした。

子供を不平等に扱うことこそ、家族の幸福のために必要なことだったのです。

詳しくは、次号に続きます。



代表弁護士  
小原恒之



山形常駐弁護士  
武田芳人



発行  
2014年2月10日

〒021-0885岩手県一関市田村町3-2 上の橋ビル3階  
電話:0191-34-8471FAX: 0191-34-8472  
弁護士法人リーガルスピリット 一関法律事務所

〒996-0027  
山形県新庄市本町4-33 こらっせ新庄5階  
予約用フリーダイヤル: 0120-0783-14  
電話:0233-32-0461  
FAX: 0233-32-0462  
弁護士法人リーガルスピリット 新庄法律事務所

代表弁護士 小原恒之(おばら・ちかゆき)